

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成29年6月13日(火) 午後2時00分から4時00分
場 所	埼玉県知事公館 中会議室
出席者数	11名
出席委員	秋谷委員、磯田委員、徳田委員、東委員、新井委員、棚橋委員、 鳥居委員、張替委員、中村委員、春原委員、野々口委員
欠席委員	齋藤委員、沼野委員、水野委員
諮問事項 その他	(1) 埼玉県青少年健全育成審議会について (2) 埼玉県の青少年健全育成施策について (3) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの諮問について

1 開 会

2 会長の選任

埼玉県青少年健全育成審議会規則第5条第1項により、会長に東委員を選任した。また同規則第5条第3項により、磯田委員を会長代理に指名した。

3 議事録署名委員の指名

同規則第10条第2項により、秋谷委員、棚橋委員を指名

4 議事要旨

(1) 議事ア 埼玉県青少年健全育成審議会について

事務局から資料1-1、1-2に基づき説明し、委員から質疑はなかった。

同規則第7条第2項により、再調査部会委員を指名した。また、同規則第7条第3項により、東会長を部会長に指名し、同規則第7条第5条により磯田委員を部会職務代理者に指名した。

(2) 議事イ 埼玉県の青少年健全育成施策について

事務局から資料2-1、2-2に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

今年度青少年課事業概要の青少年非行防止対策の推進のうち、予算も割いている新規事業の青少年セカンドチャンス場づくり事業について伺う。この事業は、少年のみが対象ではなく保護者も含めて対象とした事業であるが、その内容を詳しく説明いただきたい。

(事務局)

就労体験、ボランティア等の社会体験、学び直し活動の3つの柱は、非行少年本人たちに行う事業であり、企業の方に受け入れていただき、体験活動を行うものである。保護者への支援としては、2つの事業を実施する予定である。

ひとつは、悩みなどをお持ちの方のため、電話相談を行う。また、同じような悩みをお持ちの保護者の方に集っていただく交流会を年3回予定している。

もうひとつは、シンポジウムの開催を予定している。これは非行少年たちへの社会復帰の理解を深める内容を予定し、企業や団体の方を対象として、広く一般県民の方にも普及、啓発していくシンポジウムとする予定である。

(東会長)

充実した新規事業であると思う。非行等の問題を抱える本人だけでなく、その保護者に対してまで支援や交流の場を提供することはとても大切であると

考える。いい事業であると思う。

(3) 議事ウ 埼玉県青少年健全育成・支援プランの諮問について

事務局から資料3、3-1～4に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(新井委員)

2つある。ひとつは、資料3-1、基本目標の一つ目、明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援の達成目標を体験学習の参加者数としていることについてである。否定するものではないが、参加者数を目標数値とすることは、結局、何人参加者数を増やしたかが目的化してしまうのではないかと考える。

参加者数は手段であって、参加したことによって、子供たちの育成や自立支援がどれだけ図られたかを達成目標とすべきと考える。

2つ目で、困難を有する青少年への支援についても達成目標を夜間パトロールをどれだけ実施したかの数値とするのもポイントがずれていると思う。これについては、何が適切かを私も考えている。この達成目標については、違う指標を置いた方がよいのではないかと考える。

(東会長)

大きな基本目標に、達成目標を一つずつ置いた意図や理由についてあれば説明をお願いしたい。

(事務局)

資料2-1の47ページを御覧いただきたい。現行プランの達成目標数値については、県5か年計画の他部局の目標数値としている。青少年健全育成プランの数値目標については、何をもちえて健やかな成長に至ったかというのか目標値の設定は難しい。どういう姿が健やかな成長であるのかについては、様々な議論がある。

これまでもいい指標が設定できなかったというのが事実である。現行プランも教育局で行っている取組や、産業労働部が設けている就業率の取組などを目標値としている。多面的にとらえ健やかな成長に至ったとして解釈している。

プランの検討の中で、これまでの目標値に疑問もあったため、当課で実施している取組を目標値としていくこととし、今までにはないオリジナルな目標値を設定させていただいたところである。

新井委員がおっしゃるように、いわゆるあるべき姿、アウトカム指標が設定できればと考えるが、何をもちえて青少年健全育成かは難しい。県の総合計画から見て、このプランは、青少年の分野の計画であるため、その分野で青少年の施策として、着実に成果があげられる目標を設定させていただいた。目標達成のために、5年間いろいろな取組を実施していきたい。

(東会長)

現行のプランでは、47ページと56ページ、67ページでそれぞれの基本目標について、6から7の達成目標と目標値が掲げられている。要するに各部署で実施している施策を切り取ってまとめている状況である。今回の意図としては、青少年健全育成プラン独自の目標と達成目標を示したいということで理解してよいか。項目としては、達成目標を一つずつということによいか。

(事務局)

基本目標一つに一つの達成目標として、取り組んでいきたい。

(東会長)

案に対して県民コメントも実施するとのことなので、いろいろなコメントもくると思う。知恵を絞っていいものになるといいと思う。目標と達成目標の設定の仕方も含めて御意見・質問をお願いしたい。

(春原委員)

子供のスマートフォン等利用に係る家庭でのルールづくりの目標値を80.9%としているが、この根拠は何か。

(事務局)

この根拠については、ネットアドバイザーの啓発講座の際に、参加した保護者の方にアンケートを記入いただいている。この結果で、家庭でのルールづくりを行っているとは回答された方は、平成28年度で56.9%でその数値を現状値としている。

今までの年ごとの伸びが平均して4%であったことから、平成34年度までの5年間、4%ずつの伸びとし、目標値を80.9%として取り組んでいきたい。

(春原委員)

考え方は、了解した。

(事務局)

高い目標設定であると考えている。野々口委員にもお世話になっているネットアドバイザー事業も充実させていながら、スマートフォンの長時間利用などいろいろな問題を抱えているため、家庭でのルールづくりなどを県民の方々に周知徹底を図って、適正運用につなげていきたいという思いがある。年度の伸びをそのまま反映させ、目標値としていきたい。

(東会長)

現状値は、ネットアドバイザーの方中心に、調べた結果ということによいか。

(事務局)

平成28年度中にネットアドバイザーによる子供安全見守り講座のアンケートにおいて家庭のルールづくりはしていますかという設問の結果が56.9%であった。

平成24年度には38.4%であったものが、28年度には56.9%まで上がってきている。徐々に取り組を進めていき、そのままの伸びで、80.9%としていきたい。

(東会長)

数値やルールづくりに関して、野々口委員からはどうか。

(野々口委員)

啓発講座に参加してくださっている保護者の方は、やはり意識の高い方が多い。埼玉県に在住していて青少年を育てている全員が対象のアンケートではなく講座に参加されている方へのアンケートの結果であるので、高い数値結果となっていると考える。

(東会長)

平成34年度に80.9%というのは妥当な目標数値であるか。

(野々口委員)

ここでは、家庭でのルールづくりとなっているが、埼玉県内でも市町村挙げてのルールづくりが始まっているため、ネットアドバイザーが活動を開始した当初よりも本当に今まで何も知らないという保護者の方はいない。意識が高くなってきている保護者の方が多くなっていると感じている。ただし、80.9%の数値の妥当性についてはわからない。

(事務局)

毎年4ポイント上がっているため、5年間で20ポイント超上がるであろうという計算の数値である。直線的に伸びていくかについては、100%に近づけば難しいと思うが、80%であるため、目標としては一直線に伸ばしていきたいという数値である。

(東会長)

スマートフォンの目標について意見が続いているため、この件に絞って意見を伺いたい。内閣府が毎年青少年のインターネット利用環境実態調査結果を公表している。家庭のルールづくりについても公表している。

2点気になることがあり、一つはルールとは何を指すか。

内閣府の調査では、時間、場所、パスワードが漏れないようにしているなど8のルールを列記している。加えて子供の方がルールがあることを認識しているか、親の方が認識しているかの両方を調査している。

全国的にこうした調査をしているのであれば、統計の取り方を参考にした方がよいと考える。

(事務局)

保護者の方のルールへの認識としたい。子どもと保護者では認識のずれがあると思う。子どもとよく相談して、理解させた上でルールを決めるという啓発をさせていただいているところである。

(東会長)

既に親としては、80%以上がルールを作っているという意識であり、子供は6割台である。精査して数値の設定の仕方は、特に野々口委員と相談しながら、埼玉県内の状況で整理した方がよいと思うため、次回までに正確に根拠付けた数値を調べた方がよいと考える。

(徳田委員)

関連して、巻き込まれる犯罪という記載もあるが、少年事件を扱っている立場から、ネット等で犯罪に巻き込まれている子供の親は、そもそも子供に関心がなかったという方が多い。携帯を与えて好きにやってくれという方が多いので、そうしたことを考えるとやはりデータの取り方としては、かなり疑問があるというのが率直な意見である。

(野々口委員)

そうした親は、啓発講座には出席はされないというのが現状である。

(徳田委員)

犯罪の予防などは、親に対してどのようなことを認知していくかを考えていかなければ、意味のないものになってしまうと考える。

(事務局)

本来であれば無作為抽出の調査を実施し、どれだけの方が利用についてルールをつくっているかを調査することが最も正確なデータであると思う。調査するためのコスト的な問題もあり、現在実施できる範囲の中で、数値をとっている

るものである。おっしゃるとおり、問題のある家庭では、ルールができていない可能性が多々あると思う。目標値を高い数値とすることで、家庭でのルールづくりが広がっていくものとする。

(秋谷委員)

講座に参加されている方を対象としたアンケートであるが、回収率はどの程度であるか。

(野々口委員)

講座終了時にアンケートの記入をお願いし、ネットアドバイザーが持ち帰ることとなっている。このため、全ての方が回答していただいていると考えている。

(秋谷委員)

何人くらいの方が参加されているのか。

(事務局)

1年間でまとめると昨年度は児童生徒を含んで5万3千891人である。保護者、教員の参加者は、1万8千639人参加されている。そのうちアンケート結果は1万73人からいただいている。

(東会長)

啓発講座に意識の低い方も出席いただけるようにしていくという方向性も大切であると思う。もう一つは、県が作成するプランを市町村がそれを勘案してプランを作成することとし、子ども・若者育成支援推進法では、そのように規定されている。

このため、県の作成では大枠をきちんと示して、詳細な部分は、各市町村の独自性に基づいて、市町村での動きがあると考えて指標を設定した方がよいと思う。

家庭でのルールづくりについては、指標としては妥当であると考えているが、そのデータのとり方を工夫して示せればと考える。

(事務局)

子供安全見守り講座は、中学校の入学説明会にはほとんどの親御さんが出席されるので、たくさんの方に聞いていただきたいため、そうした場で実施することをお願いしている。アンケートの取り方や設定の仕方も精査して研究して考えていきたい。

(東会長)

基本目標Ⅲについて中心に意見をいただいたが、そのほかに御意見をいただきたい。

(鳥居委員)

基本目標Ⅰの明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援ですが、体験学習はどのような内容か。

(事務局)

体験学習は、例えば大学生をインターンシップで受け入れる事業や、高校生の社会体験としてのボランティア体験事業などである。

(鳥居委員)

達成目標は、そうした事業に参加する方を現状の何人から、目標は何人にするとということか。

(事務局)

そのとおりである。企業でいえば大学生に県内企業の海外拠点でインターンシップを受け入れていただいているが、そうした事業も数としている。現在何万人参加しているため、5年後には何万人としていきたい、増やしたいという目標にしたいと考えている。

(鳥居委員)

私の業界も、インターンシップを実施しているが、若い方々が汚いとか危険であるという印象を全く違うという体験をしていただくために実施している。その中で、若い方に来ていただいて、どんな仕事かを経験していただくものである。これも説明の目標と同様か。

(事務局)

同じである。見学を事業の一環としてやられているのか。

(鳥居委員)

事業というよりは、各高校や大学に出向いてインターンシップを紹介する形で、就職活動の一環としての実施している。

(事務局)

県立高校のインターンシップの参加人員も含んでいるため、実施されている活動も含まれているのではないか。

(鳥居委員)

そうした事業を全て含むということであれば相当な数になるのではないか。

(事務局)

現在約3万人弱が事業の参加者数と計算している。関係担当課と精査しているところである。こうした事業参加者を少しずつ増やしていければと思う。

(磯田委員)

キャリア教育とはどのような違いがあるのか。一般的にキャリア教育といわれているものと非常に近いと考える。

(事務局)

キャリア教育の一環として教育局や、産業労働部、福祉部といった部局で実施している事業の一環である。

(磯田委員)

体験学習であると、自然体験などの体験を指しているように見えてしまうため、もう少し具体的にキャリアであるとか、子供たちが社会で自分の役割を認識できるような活動であるということ表すような言葉とすることがよいのではないか。

(事務局)

おっしゃる通りで、体験の前に何か言葉を付け足して、自立を促すなどの言葉を加えていきたい。

資料3-1の2ページIに青少年を健全育成して、自立した青少年になってもらうためには、豊かな人間性や社会性を育む必要があると考えている。

いろいろな体験をする機会を提供していくことが、必要ではないかということで目標に掲げさせていただいた。

キャリア教育も当然その一環であり、人間性を豊かにする教育ということで、農村体験や自然体験教室なども必要だと考えているため、そうしたことも含めて総括した言葉として体験学習という言葉を使用した。

磯田委員の発言も踏まえて、適正な言葉についてももう少し検討させていただきたい。

(徳田委員)

この点について、高校生や大学生で在籍されている方が積極的に応募した場合にということか。問題意識としては、いじめであるとか不登校で学校に行っていない子供は対象とならないということか。

(事務局)

いじめや不登校、ニート、ひきこもりの方については、Ⅱの困難を有する青少年への支援のところで考えていきたい。その中で施策を掲げさせていただいているが、達成目標としては数値化して表記していない。

(東会長)

プランの案では、体験学習としておらず体験活動と一貫して表記している。達成目標のみ体験学習としているのは、何か意図があるのか。活動への参加者数であれば、幅広く分かりやすいと思うが。

(事務局)

特に意図はないため、合わせていきたい。

(東会長)

資料3-3冊子の32ページに書かれている複数の項目があるが、多様な体験活動で実施されているものが7件あり、これらを全て含めて参加者数がどのくらいかで指標を見ていくことでよいか。

(事務局)

その中で、カウントできるもの、できないものがあるため、できるものをまとめてという考え方をしていきたい。

何を持って基本目標の達成目標とするかは、非常に難しいところである。今回案として提出させていただき、皆様の御意見をお聞きしながら、より適切な目標があれば、変更について考えていきたい。

県の5か年計画でも青少年については、施策目標が数値化されていない。実施計画、アクションプランに当たる個別計画については、少なくとも数値目標は出させていただくということで、目標ごとに数値を掲げさせていただこうと考えている。本来であれば、基本理念の下に、アウトカムの目標をきちんと掲げられていることが一番良いが、そこまで計る指標がないため、基本目標にどれだけのことができたか、できなかったかという目標を掲げさせていただくこととしたところである。

(東会長)

その構造も含めて、基本目標Ⅱについても何か御意見はあるか。

(磯田委員)

3-1の最初の資料の青少年をめぐる現状と課題であるが、(9)の外国人の子供等であるが、等は何を指しているのか。マイノリティ全般を指しているのか。

(事務局)

帰国子女のような日本語が少し不自由な子供ということで、外国籍の子供はもちろん、日本国籍であっても外国で生まれて日本語を母語としていない方も含める。最初は、日本語を母語としないと表記したが、一般的な言葉とし広く県民の方々に御理解いただける言葉かどうか議論した上で、外国人等の表記が一般的に分かりやすいということでそのように表記とした。

性的マイノリティについては、現状と課題には記載していないが、取組、施策には人権教育の啓発推進において掲載している。資料3-3では34ページの(5)人権尊重の教育・啓発の推進の①のひとつめ3行目にまた、性的少数者の偏見や差別の解消を図るためにと表記している。

(磯田委員)

外国にルーツのある子供であるとか、外国につながる子供といった表現もかなりみられるところである。

(事務局)

表現については、磯田委員にも御意見をいただき、表現を精査していきたい。

外国人児童生徒については、冊子40ページに掲載しているので、表記について御指導いただきたい。

併せて数値についても冊子18ページに、外国人の子供等として、日本語が必要な外国人児童生徒数、日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数として文部科学省の調査結果を掲載している。違う視点も必要である等の御意見もいただければと考える。

(東会長)

何かあれば御意見をお願いしたい。次回までに、本日の意見を基に、案を作成し、次回審議会で案を確定するという事となるが、意見の提出についてはどのようにするのか。

(事務局)

本日の議論を含めて、第5章以下は詳細に御説明ができなかったため、施策を御覧いただき、表記等も含めて、様式に記載の上ファクシミリ、又はメールにて御意見をいただきたい。

(東会長)

御意見をいただいて、良いものに案ができればよいと思う。基本構造につい

てアイデアがあればと思う。おそらく県民コメントに出した時に、それぞれの目標の達成目標が体験活動の参加者数だけであるとか、パトロールだけであるとか、家庭のルールづくりだけであった場合納得できるか、これで目標が達成されたとするのは難しいと思う。この点を工夫する意見、アイデアをお願いしたい。

現在、基本目標一つに、達成目標一つ目標を掲げているが、例えば施策の方向性で考えれば、6つ達成目標を立てれば施策について、一つずつとすることができる。取組全てに達成目標をと考えるとかなり混乱してしまって難しいと思う。3つか6つかいずれかと考える。

その他として、達成目標と記載するのか、重点的な目標に絞ったとして重点目標という言い方を使用する場合があります、そのようにするかどうかである。

ここに掲げられたものは、資料3-2によると主な取組の一番上の(1)と3つ目の非行防止の取組の推進(1)と次の(1)のよりよい家庭環境づくりへの支援であり、取組で考えるとこの3つに当てはまる。しかし、そこを重点的に考えるという作り方であれば説得力はあると思う。その構造をどのようにするかについて御意見をいただきたい。

(事務局)

本日は、限られた時間で審議をいただいた。御意見をいただければ、御意見を踏まえまして、次回までに、御意見に対する事務局の修正案を御提出できるように準備をさせていただきたい。是非とも御意見をよろしくお願いしたい。

(東会長)

特に資料3-3第5章の施策について、7月4日までに各委員の皆様から事務局あてに御意見をいただくこととしたいと思う。

事務局では、委員の意見を確認し、次回の審議会までにまとめること。9月の審議会で県民コメント案を確定したいと考えている。本日予定していた議事については、以上となるが、何かあればお願いしたい。

その他事務局から連絡事項等があればお願いしたい。

(事務局)

次回のスケジュールについて、9月13日開催を予定したいがいかがでしょうか。午後2時からを予定し、よろしくお願いたします。追って、詳細は御連絡したい。

(東会長)

以上で本日の議事は、終了となる。